

一九四九年八月十二日のジュネーヴ諸条約に追加される国際武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書(第一追加議定書)及び非国際武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書(第二追加議定書)に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成三年十一月六日

久保田真苗

参議院議長 長田裕二 殿

一九四九年八月十二日のジュネーヴ諸条約に追加される国際武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書(第一追加議定書)及び非国際武力紛争の犠牲者の保護に関する議

定書(第二追加議定書)に関する質問主意書

標記議定書二種は第二次世界大戦の諸経験にかんがみてジュネーヴ諸条約の不備を包括的具体的に補強し、国際的人道法を画期的に前進させたものとして評価される。

真珠湾攻撃五十周年に当たり日本は過去の戦争に対する反省の上に立って、先の不幸な戦争の惨禍を再び繰り返すことのないよう平和国家として生きることを決意し表明しているところであるが、日本が軍事行動を行った近隣諸国においては、侵略の事実とともに、日本軍による非人道的残虐行為についての記憶も根強い。

日本は上記ジュネーヴ諸条約には既に加入しているが、今後人道主義外交の立場を強化する上

からも追加議定書二種に早期加入することが必要と思料する。

よつて以下質問する。

- 一 標記追加議定書(第一、第二)への我が国の加入について政府の意向と見解を問う。
- 二 同追加議定書加入についての法的な又はその他の障害の有無、及び障害があるとすればその内容を問う。

右質問する。